

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：令和3年4月2日（諮問第35号）

答申日：令和3年10月21日（答申第36号）

事件名：警察車両に登載されたドライブレコーダーの映像（音声含む）における個人情報等の非開示決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、警察車両に搭載されたドライブレコーダーの映像（音声含む）における個人情報等（以下「本件対象情報」という。）について、非開示とした決定は妥当である。

第2 諮問に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和2年12月16日、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近で、横断歩道での一時不停止の違反切符を受けたが、警察官の説明と運転者の認識にずれがあり、運転者の車が写っている時間帯のドライブレコーダーの映像（音声含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年1月4日、条例第19条第3項の規定に基づき、

条例第16条第3号に規定される「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの」に該当することを理由として、個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年1月7日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として秋田県公安委員会に対し審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

秋田県公安委員会は、令和3年4月2日、条例第30条第1項の規定に基づき、本件審査請求について秋田県個人情報保護審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象情報に関して実施機関が行った本件処分について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求を行った趣旨は、自身が横断歩行者を妨害したとして道路交通法違反で検挙された際の、横断歩行者の立ち位置を確認することにある。警察官の説明は、検挙時のドライブレコーダーの映像（以下「本

- 件映像」という。)を確認する前後で、「横断歩行者は横断歩道の付近にいた」という説明から、「横断歩行者は防護柵外側の横断歩道に立っていた」という説明に変わっており、この変更の理由を明確にしたい。
- (2) 本件処分は、真実を見極めるための個人の権利を侵害するもので、警察法第1条、第2条第2項及び第3条の規定に違反しており、違法な処分である。
- (3) 本件開示請求の対象となる行政文書は、ドライブレコーダーの映像であり、開示したとしても、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの」に該当しないのではないかと。また、本件映像に付随する音声（以下、「本件音声」という。）のみであれば開示できるものとする。
- (4) 実施機関は、本件映像にモザイク処理を施したとしても、開示することにより秋田県警察で採用しているドライブレコーダーの性能や捜査手法が明らかになること等から、今後の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれがあるとして、本件映像が「公共安全情報」に該当する旨の主張もしているが、この主張は理解できず、本件映像について非開示ありきで理由付けしているとしか思えない。
- (5) 自身は違反に係る反則金を納付しており、否認に転じる申立てはしていない。実施機関が、「審査請求人は否認に転じる申立てをしている」と述べていることについては誤りである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象情報について非開示決定を行った理由を次のよう

に説明している。

- (1) 本件映像には、その全般にわたり、多数の通行車両やその車両登録番号、歩行者やその顔貌、容姿等が間断なく記録されている。これらは個人に関する情報で、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できるものであることから、条例第16条第3号に規定される「開示請求者以外の個人情報」に該当し、かつ、同号の例外規定には該当しないため、本件映像を非開示とした。また、審査請求人は審査請求書において、警察法の規定にも触れているが、本件処分は条例に基づくものであり、同法は審査請求の根拠になり得ない。
- (2) 本件映像を開示した場合、警察車両に登載されているドライブレコーダーの撮影範囲、精度等の性能が明らかになるほか、同車両の動向や追跡方法等の情報から、交通取締りや職務質問からの逃走が容易になる等、今後の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれが認められる。したがって、本件映像全てが条例第16条第5号ロに規定される「公共安全情報」に該当する。
- (3) 本件映像は、審査請求人の違反状況について記録されているものであり、審査請求人が、検挙時に認めていた違反事実について後日否認めいた申立てを行ったことから、道路交通法違反（横断歩行者妨害）被疑事件の証拠書類となることに備えて、個別に保存していたものである。通常、ドライブレコーダーの映像については、他の捜査機関から道路交通法違反を含む刑事事件に関連して提供を求められた場合、証拠書類として提出することとなるものである。

したがって、本件映像は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項に規定される「訴訟に關す

る書類」にあたり、条例第33条第3項の規定により条例の適用除外に該当する。

- (4) また、本件映像の「開示請求人以外の個人情報」部分にモザイク処理を施して部分開示することも検討したが、モザイク処理にあたっては1コマずつ非開示部分ごとに行う必要があり、多大な労力が掛かることが判明した。また、モザイク処理を施した映像であっても、取締り車両に登載されたドライブレコーダーの性能に関する情報や同車両の動向及び追跡方法等の情報が明らかになり、今後の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第16条第5号ロに規定される「公共安全情報」に該当するため、部分開示ではなく非開示が妥当であると判断した。

さらに、審査請求人は、本件音声のみであれば開示できると主張しているが、本件音声には取締り車両に乗車していた警察官同士の会話が記録されており、会話内容に捜査や取締りの手法に関する情報が含まれていることから、映像と同様に条例第16条第5号ロに規定される「公共安全情報」に該当するため、開示することはできない。また、本件音声のみの開示では、本件映像に付随する音声であるかどうかが開示請求人には判別できないため、映像と一体でなければ開示する意味がない。

第5 調査審議の経過

- (1) 令和3年 4月 2日 諮問の受付
- (2) 令和3年 5月19日 概要説明
- (3) 令和3年 6月29日 実施機関による意見陳述及び審査会による
本件映像の検分

- (4) 令和3年 7月28日 審議
- (5) 令和3年 8月19日 審査請求人による意見陳述及び実施機関による意見陳述の補足説明
- (6) 令和3年 9月30日 審議

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求に係る本件対象情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本県警察車両に登載されているドライブレコーダーの映像について

実施機関は、ドライブレコーダーは交通街頭活動等に従事する職員の交通事故・違反の確認のために登載しているものであって、その映像の活用は他部署からの要請により犯罪捜査のため必要がある場合等に限定しており、第三者への公開を想定したものではないと説明している。また、本県警察の内部規程により、交通取締りにおいてドライブレコーダーの映像を違反者に説明するために使用することは禁止されており、映像に基づいた交通取締りは想定していないと説明している。

2 本件対象情報及び非開示理由について

本件対象情報は、審査請求人が道路交通法違反で検挙された際、取締り車両に搭載されていたドライブレコーダーの記録である。

実施機関は、本件開示請求の対象文書として本件映像を特定したうえで、条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するとして非開示とし、さらに、意見書において、条例第16条第5号ロ（公共安全情報）及び第33条第3項（適用除外）に該当することを追加して主張している

が、当審査会としては、審査請求人に意見陳述の機会が十分に付与されていることから特段問題ないものと判断し、本件映像が条例第33条第3項に規定される条例の適用除外にあたるかどうかについて検討したうえで、本件対象情報が条例第16条第3号または第5号に該当するか否かについて判断する。また、審査請求人が本件音声について開示を求めていること及び、実施機関が本件映像にモザイク処理を施すことについて検討していることから、実施機関に条例第17条第1項に規定される部分開示の義務が認められるか否かについても判断する。

3 条例第33条第3項（適用除外）該当性について

(1) 条例第33条第3項は、「法令の規定により行政機関の保有する個人情報に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報（第1項第1号に掲げる個人情報を除く。）については、適用しない。」と規定している。また、同項に係る条例の解釈及び運用基準は、該当するものとして、刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を挙げている。

刑訴法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

そこで、本件映像が、条例の適用除外となる「訴訟に関する書類」に該当するかを以下検討する。

(2) 実施機関は、交通事件原票及びその附属書類が刑訴法53条の2に規定される「訴訟に関する書類」に該当すると判断された、平成16年7月12日札幌地方裁判所判決を挙げたうえで、本件映像につき、①審査

請求人が違反事実について否認していた申立てをしていたこと、②その結果、道路交通法違反被疑事件として捜査する可能性があり、証拠書類となることを想定して個別に保存したこと、③通常、他の捜査機関から道路交通法違反を含む刑事事件に関連して提供を求められた場合には、ドライブレコーダーの映像を証拠書類として提出することから、「訴訟に関する書類」に該当する旨主張している。

当審査会が、実施機関に対し、本件映像の保存状況について詳細な説明を求めたところ、本件映像は実施機関の使用するパソコンに保存されていたに留まり、本件映像をもとに捜査記録等を作成していたわけではないことが判明した。「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続きの一環である捜査や公判の過程において作成し、又は取得されたものであると解されるところ、本件映像が「訴訟に関する書類」に該当すると判断することはできない。

したがって、本件映像は条例の適用除外に該当しないものと判断したうえで、以降は、本件映像に記録された本件対象情報が条例第16条第3号及び第5号に規定される非開示情報に該当するか否か、並びに、本件映像について条例第17条第1項に規定される部分開示義務が実施機関に認められるか否かについて検討する。

4 条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）該当性について

- (1) 条例第16条第3号本文は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの」を非開示情報として規定している。
- (2) 実施機関は、本件映像にはその全般にわたって、多数の通行車両やその車両登録番号、通行者やその顔貌、容姿等が間断なく記録されており、

これらは個人に関する情報で、直接又は他の情報と結びつけることにより、特定の個人を識別できるものである旨説明している。

当審査会が本件映像を検分したところ、取締り車両の対向車や信号待ちをしている車両の車種、車両登録番号、歩道を歩く通行人や横断歩道を渡る歩行者の顔貌、容姿等が終始記録されていることが確認された。

このことから、本件映像を開示することによって、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる情報が明らかとなり、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、また、いずれの情報も条例第16条第3号の例外規定に該当しないことから、同情報につき実施機関が非開示としたことは妥当であると判断する。

5 条例第16条第5号（公共安全情報）該当性について

- (1) 条例第16条第5号本文は、「次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるもの」を非開示情報として規定しており、その1つとして、「ロ 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報」を規定している。
- (2) 実施機関は、本件映像を開示することにより、①取締り車両に登載されているドライブレコーダーの性能が明らかになること、②同車両の動向や追跡方法等の情報などから、交通取締りや職務質問からの逃走が容易になるなど、今後の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした旨説明している。
- (3) 当審査会が本件映像を検分したところ、警察車両に登載されているドライブレコーダーの撮影距離や範囲、解像度等に係る情報が確認された。
このことから、本件映像を開示することにより、今後の交通指導取締

りに多大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件映像につき、実施機関が、条例第16条第5号ロに該当するとして非開示としたことは妥当であると判断する。

6 条例第17条第1項に規定される部分開示の可否について

(1) 条例第17条第1項本文は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非開示情報に該当する部分を除いて当該個人情報を開示しなければならない」と規定している。

(2) 実施機関は、本件映像の部分開示に当たり、モザイク処理に多大な労力と時間が掛かること、及び、モザイク処理後の映像であっても「公共安全情報」に該当することを主張している。

当審査会で、映像の部分開示の可否について、本件映像を検分したところ、①本件映像をモザイク処理によって、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを分離することは容易ではないこと、②モザイク処理を施した映像についても条例第16条第5号ロに該当することが確認され、実施機関の主張のとおり、本件映像について、実施機関に部分開示の義務は認められないものと判断する。

(3) また、本件音声についても、当審査会が検分したところ、取締り車両に乗車していた警察官同士の会話が記録されており、取締りの手法等に関する情報が含まれていることが確認された。これらの情報は、本件映像と同様に条例第16条第5号ロに規定される「公共安全情報」に該当することから、実施機関に部分開示の義務は認められない。

7 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。なお、審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 |
|------|---------|-------------------|
| | 小野寺 倫 子 | 秋田大学教育文化学部准教授 |
| 会 長 | 面 山 恭 子 | 弁護士 |
| 会長代理 | 加 藤 謙 | 弁護士 |
| | 佐々木 俊 幸 | 弁護士 |
| | 鈴 木 明 文 | 独立行政法人秋田県立病院機構理事長 |